

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
 〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
 白鳥第2ビル302号
 TEL/FAX. 042-552-4451
 Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
 http://www.yokota-kougai.com

厳冬の中 第三回裁判開かれる

国側からは反論の準備書面も

去る平成26年2月12日午前11時、東京地方裁判所立川支部第101号法廷において、第3回目の裁判が開かれました。

原告側の 本裁判における主張

原告からは、前回の裁判において国側より提出された準備書面(1)に対する反論として、原告準備書面(2)を提出しました。反論の主な内容は大き



賠償の金額が高すぎる、との国の主張に対する反論です。最後の論点としては原告一人一人がそれぞれ受けている被害を個々

く分けて3つの論点に関するものです。一つ目は、国に対する米軍機の飛行差し止めを求めることは、国の支配の及ばない第三者の行為の差し止めを求めるものであり、国に対して米軍機の飛行差し止めを求めることは不可能なことを国に求めていることになる、という国の主張に対する反論です。二つ目の論点は、この裁判において原告が求めている損害賠償の金額

に立証しなければならぬ、との国の主張に対する反論です。これらの3つの論点については、準備書面の提出に加え、それぞれ準備書面の執筆を担当した弁護士(中村晋輔弁護士、村頭秀人弁護士、東圭介弁護士)が、法廷においてもその反論の内容を詳しく説明をしました。その具体的内容については、別記事においてご紹介致します。

国側からの 新たな主張

今回の裁判においては、国側からも、2つの準備書面が提出されました。一つ目の書面は71頁、二つ目の書面は51頁と、いずれも大部なものでしたが、内容としては、国がこれまでどれだけ周辺対策(移転補償、住宅防音工事など)や音源対策(飛行機そのものの低騒音化)に資金を投じてきたのかということや、環境基準からする

と受忍限度(我慢が出来る程度)を超える騒音が生じているとは言えない、といった主張及び国側の騒音測定地域での測定結果の主張、というものでした。これらの国側の主張については、既に弁護団においてチームを組んで反論の準備をしているところでした。

更に、国側からは、今後の裁判においてどのような事項について反論をする予定かについて記した書面も提出されました。今後は、弁護団もその予定に合わせて反論を準備していく予定です。

報告集会においっしょ 活発な意見が交わられる

裁判の後には、弁護士会多摩支部において、裁判報告集会も開催され、改めて当日法廷にて主張を行った3人の弁護士より、裁判における原告の主張の内容につき、分かり易く解説がなされました。それを受けて、集会

に参加された原告の方々からは、「1回の裁判が30分なのは短すぎる。また、次の裁判まで時間を延ばし過ぎではないか。」といった意見や、「弁護士の陳述(主張)内容はもっと分かり易い言葉でお願いしたい」といったご意見が聞かれ、また、「原告は他に要請するだけでなく、自分たちも活動にもっと積極的に関わらねば」という積極的な意見も聞かれ、非常に活発な議論がなされた集会となりました。

第四回口頭弁論は 五月二十一日(水)

次回裁判の日程は、国側から出された2つの準備書面に対し十分な反論を行う必要もあり、3か月後の5月21日水曜日午前11時からと設定されました。皆様ふるってご参加ください。

弁護士 仲村渠桃

裁判における 弁護士の主張内容

米軍機の 飛行差し止めについて

中村 晋輔 弁護士

国は、米軍機の飛行

の差し止めを求めるとは、国の支配の及ばない第三者による行為の差し止めを求めるものであって、そのような請求を原告がすることは出来ない、という主張をしています。

しかし、国のそのような主張こそ、誤った解釈によるものです。

日米地位協定3条3項には、「合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならない」としています。この規程は、米軍が基地内で航空機の飛行など基地の使用に必要ならぬ行動をとる場合において、日本の法律において公共の

安全のために何らかの決まりがあるのであれば、その決まりをきちんと守らなければならぬということを要求している」と解されています。

また、日米地位協定16条は、「日本国において、日本の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。」と定めています。これは、米軍には一般的に日本国の法令を尊重し、守る義務があるということを表した条文です。これらの日米地位協定上の定めによれば、米軍機が米軍基地の外を飛行する結果、住民に騒音被害をもたらす場合、日本の法令に従う必要があり、すなわち、国はその法令に基づき、米軍の活動を制限する権限を持ってい

ることになるのです。

また、現実に、平成5年11月18日の日米合同委員会の合意において、午後10時から翌朝午前6時までの米軍機の飛行及び地上活動を制限することが約束された実績があり、国が米軍に対して飛行等の活動を制限することは過去の事例からも十分に可能であることが明らかなのです。

更に、仮に国が米軍に対して基地の提供行為を行わなければ、そもそも基地に飛行機が離着陸することはなく、年々わたり基地の提供行為を行うばかりか、滑走路の拡張など基地の拡張・機能強化行為に荷担しているのです。思いやり予算の支出も、米軍による横田基地における活動を助けているのは明白です。このことからすれば、国に対し米軍の航空機の飛行差し止めを求めるとは、国が主張するようない「第三者」に対する飛行の差し止めを求め

ていることは誤りであることが明白です。

これまで裁判においては不十分な賠償が認められてきたが、これは米軍機の騒音により発生する違法状態を除去するという根本的解決とはほど遠いものです。この違法状態の除去のためにも、裁判所は、国に対し、米軍機の飛行の差し止めを認めるほかないのです。

損害賠償額について

村頭 秀人 弁護士

国は、原告の請求する損害賠償額について、従来の裁判例に照らすと高額に過ぎること、また、住宅防音工事が実施された住宅については損害賠償額を減額すべきである、との2つの主張をしています。

まず、国がこのような理由で損害賠償額を争うこと自体が不当です。なぜなら、横田基地に關しては、197

6年（昭和51年）からの旧訴訟及び1996年（平成8年）からの第1次新訴訟において、いずれも判決で、周辺住民の被っている騒音被害が受忍限度を超えており、これを放置してきた国の行為が違法であることが認定されているにもかかわらず、国は現在に至るまで違法状態を放置し、周辺住民を騒音被害から根本的に救済することを怠り、かえって横田基地の機能の強化すらおこなっているからです。

また、国は損害賠償請求額が従来の裁判例に比べて高額であると主張しますが、過去の騒音に関する裁判例を見ると、昭和54年の裁判例では1か月あたり3万円、昭和62年の裁判例では1か月あたり4万円、平成15年の裁判例では1日あたり3000円（すなわち、1か月あたり約9万円）の損害賠償が認められてきたのです。しかも、横田基地を離発着する航空機による騒音最大値ははるかに大きいのであり、今回の裁判で請求している原告1名につき1か月あたり2万円という金額は、決して高額過ぎるものではありません。

反対に、これまで騒音が放置されてきた事態を見れば、慰謝料額を更に高額にすべきと言えます。実際、平成22年の普天間基地訴訟高裁判決では、第1審の認容した慰謝料基準額の2倍の慰謝料額を認定したのです。

国は、住宅防音工事がなされた住宅については損害賠償額を減額すべきだとも主張しています。

しかし、居住者にとっでは窓を閉め切った状態で生活すること自体が苦痛であると共に、横田基地における住宅防音工事は、対照が限定的であって、かつほとんど効果がないものであることは明らかです。更に、老朽化により効果が薄れてきていること、住宅防音工事をを行った結果、湿気や結露が発生したり、気

管支・のどの痛み・ぜんそく・呼吸障害などの病気にかかりやすくなったたり、電気料金が高額になったりするなどの弊害が見られるのです。

このことからすれば、住宅防音工事を実施したことを理由に損害賠償額を減額すべきとの国の主張は根拠のないものであることが明らかです。

共通被害の立証、WECPNL値の算定基準

東圭介 弁護士

共通損害についての国の主張に対する反論

国は、原告となった住民一人一人がそれぞれ被った損害について立証することが必要である、と主張していますが、そのような考え方は、これまでの裁判で培ってきた「共通損害」の考え方と真っ向から相反するものです。「共通被害」の考え

方として、騒音が頭上から広い範囲にばらまかれ、広がっていくものであるということが前提にあります。だとすれば、そのような広い範囲に広がった騒音からは、住民は共通の騒音に悩まされ、共通の損害を被っていると言えるはずなのです。

騒音被害地域に居住する人の年齢や性別、家族構成は様々であり、また、子どもや老人、健康な人や病人、会社員や自営業者、家庭の主婦や学生など、色々な生活状況の違いがあることから、それぞれの人から騒音により被害を被るタイミングや回数、程度なども様々であることは否定できません。しかし、それぞ

れの人の属性や生活パターンが異なるとしても、騒音地域内に生活している住民は、それぞれの生活の中で騒音などを原因とした様々な被害を受けています。そして、これに伴う精神的な苦痛は、平穏な生活を害されると言う点では共通しており、

この限度においては「共通損害」を受けているということが言えるのです。

そうだとすれば、同じ騒音から「共通の損害」を受けている人々に対し、個別の立証を求めるということは現実的ではなく、これまでの裁判においても、このような原告の立証の負担を軽減するため

に、「共通損害」という考え方が広く普及していることは明らかです。国の主張は、このような確立した「共通損害」の考え方に真っ向から反するものであり、訴訟を徒らに遅延させる被害救済を遅らせるものでしかありません。

WECPNL値は「防衛施設庁方式」を用いるべきであること

国は、原告がどの程度の騒音を受けているかについて認定するに於いては、「防衛施設庁方式」でなく、「環境方式」を用いるべきであると主張してい

ますが、そのような国の主張は誤りです。そもそも「環境庁方式」は、年間の飛行回数の変化が殆どない民間空港を対象とした騒音算定方式であり、飛行回数の日時変化が非常に大きく、飛行機種や運航態様も様々である軍事空港に用いるべき基準ではありません。そして、そのような軍事空港の特性に対応する騒音算定基準として、国が設定したのが「防衛施設庁方式」という方式なのです。

このように、国は自ら設定した騒音算定方式を敢えて用いるべきでないという主張を行っており、過去の国の主張と明らかに矛盾する主張なのです。

更に国は、昼間の時間帯に通勤や就学で自宅に居ない原告については、昼間に発生する騒音を考慮すべきでない、という主張を行っ

ていますが、このような主張も誤りです。騒音に晒されている人がどの程度の騒音被害を被っているかの算定基準として、WECPNL値（W値）という基準が用いられていますが、そもそもこのW値の算定においては、通勤・通学をしている人や一日中自宅に居る人など、様々な生活パターンを持つ住民が多数存在することを前提として、これを予め評価設定基準に組み込んでいるのであり、ここから更に個別の住民に関し昼間の騒音を控除すべきとの国の主張は、昼間の騒音を二重に考慮することを求めるという非常に矛盾したものであるのです。

このような国の主張も、裁判の進行を徒らに遅延させるものであることは明らかであり、裁判所はこのような主張に惑わされることなく、裁判を進行する必要があると判断しています。

昼間騒音控除を行うべきであるという主張に対する反論

更に国は、昼間の時間帯に通勤や就学で自宅に居ない原告については、昼間に発生する騒音を考慮すべきでない、という主張を行っ



報告集会 私も、ひとこと



- ⊕ 1回の裁判が30分だけなのは・・・
- ⊕ もっと分かり易い言葉でお願い・・・
- ⊕ 私たちも積極的に関わろう・・・



ねばり強く被害を訴えよう

「新都知事と望む」
「東京に平和を」

医療法人・徳洲会からの裏献金疑惑で辞職した猪瀬都知事の後任を決める新都知事選挙は、自民・公明両党の支援する舛添要一氏が初当選しました。

私たちは、石原元都知事の政策を継承する猪瀬前都知事が、2020年オリンピックを理由に再び横田基地の軍民共用空港化を提唱し、基地周辺住民の騒音被害を無視することに危惧してきました。

今回の都知事選挙にあり、今回主要4候補に対し、①騒音問題、②軍民共用空港化問題、③オスプレイ配備問題、④横田基地の今後に対する考え、⑤特定秘密保護法についての考え等々、公開質問状を送り回答を求めるとに致しました。

この質問状に対する回答または回答に代わる連絡が3候補よりありましたが、この内、誠実に質問に答えて下

さったのは宇都宮候補で、住民、都民の視点に立った回答であり、騒音訴訟を進める私たちに寄り添ったものでした。

舛添候補からは「選挙のため候補者本人が多忙を極めており、回答は難しい」との連絡でした。細川候補は「就任後、皆様の意見を参考にしながら検討し、判断したい」との回答で、実質的に原告団の意図に沿うものでは有りませんでした。

これらの回答は原告団ホームページに掲載し、皆様をはじめ有権者への情報提供と致しました。

今回の都知事選の結果は、前述のとおり舛添要一氏が当選しましたが、自民・公明両党の支援を得ての当選であり、今後の都政を担う上で自民・公明両党の影響を受けることは必至と思われまます。安倍政権・与党は、国防上軍事抑止力の強化、原発再稼働等々、国民の声を無視した暴走をしており、したがって、舛添都知事が横田基地

CV22オスプレイ 横田基地配備計画撤回署名

1万筆突破!

署名は延長して取り組んでいます。沖縄からもたくさん寄せられ、オスプレイは沖縄にも、日本の何処にもいらないと強い連帯を感じます。

の騒音、オスプレイの配備問題など、国政に関わる問題に基地周辺住民・都民の声を代弁することは考えられず、石原元都知事就任以来の困難な状況を打開することにはならないと思えます。こうした認識のもと、私たちは「公害は、被害に始まって被害に終わる」との原点に立って、あくまでも国及び東京都など自治体に対し粘り強く被害を訴え、救済を求めることが何よりも大事であると思えます。同時に困難に対し怯むことなく、全国36000人超の騒音被害原告と団結し、闘うことで壁を乗り越えていきましよう。

団長 大野 芳一

原告団活動日誌

- 1/17 訴訟関連資料提供の依頼のため、昭島市役所訪問
- 1/22 昭島支部会議
- 1/23 原告団ニュース第7号発行・発送作業
- 1/24 八王子・日野支部事務局会議
- 1/25 八王子・日野支部世話人会
- 1/28 弁護士会議
- 2/3 定例事務局会議
- 2/4 原告団ニュース編集会議
- 2/5 陳述書取り資料の準備作業①
- 2/12 第3回口頭弁論
- 2/17 陳述書取り資料の準備作業②
- 2/19 第12回原告団幹事会
- 2/21 八王子・日野支部事務局会議
- 2/22 八王子・日野支部世話人会
- 2/24 弁護士会議
- 2/26 昭島支部会議

陳述書作成が始まります 全原告の思いを裁判所へ!!

原告の皆さん、いよいよ陳述書の作成作業が始まります。陳述書は私たち原告の思いや願いを文書にして、裁判官に読んでもらうものです。私たちの思いや願いは「十把一絡げ」にはできません。爆音による「共通被害」であっても判決は一人ひとりの原告に対して行われます。ですからそれぞれの原告が独立した一人の人間として、裁判官に思いや願いを訴えることが大切です。

ただ今回は、それぞれの世帯の代表者が、ご家族の意見を聞いた上で、一通の文書（陳述書）にします。一世帯一通の陳述書となります。

まずは八王子と昭島から陳述書の作成をスタートさせます。公民館などに会場を設け皆さんに順番にお集まりいただき、陳述書を作成します。原告団の役員や弁護士さんたちが作成のお手伝いをしますので難しいことはありません。

前回の訴訟では【裁判所に陳述書を提出しなかった原告が全員敗訴する】という事態が起きました（八王子地裁）。こうした経緯からも、皆さんのご協力を宜しくお願いいたします。 事務局長 清水 幸一